

(案)

面接審査の実施方法について

1 プレゼンテーションの実施方法

(1) 審査会場に入場できる人数は、1応募者当り3人以内です。

なお、会場に入室できるのは、社員（従業員）のみとし、入室時に社員証の提示を求めます。

(2) 審査時間は、25分以内です。

ア 提案説明は10分間で、終了1分前に合図をします。

イ 10分を超えての提案説明は認めません。強制的に終了させていただきます。

ウ 質疑応答は15分程度とします。

エ 入替時間は審査時間には含みません。

(3) プレゼンテーションは提出済の事業計画書を基本とします。パワーポイントは使用可としますが、希望する場合は、パワーポイントのデータを入れたUSBを10月18日（水）までに市役所道路・公園課まで持参すること。なお、事務局にてプロジェクター・スクリーン・ノートパソコンを用意いたします。

(4) 審査中の録音は認めません。録音機器は所持しないこと。

2 当日の開始時刻の目途と部屋の使用について

(1) 説明開始15分前までに、指定しました待機場所での待機をお願いします。

(2) 待機場所は、「分庁舎2階 団体交流スペース」となります。

(3) 面接審査会場は、「分庁舎2階 大会議室」となります。

(4) 面接審査時間になりましたら、当課職員が案内します。